

# 3.

## 施策の方向性と 主要施策



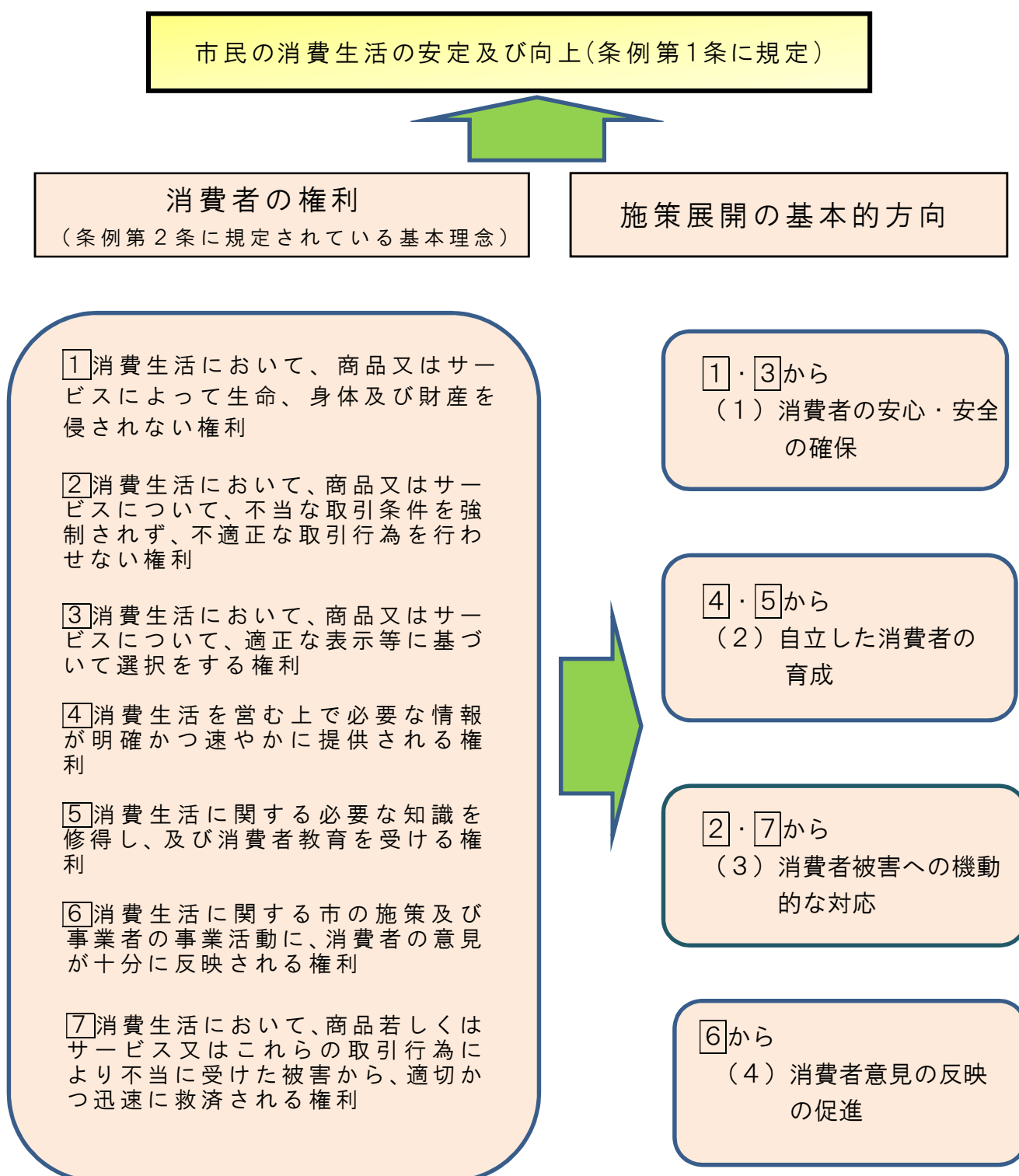
さいたま市消費生活総合センター  
マスコットキャラクター  
相談員さん

◎ 文中にある※印のつく語句は、詳しい説明が  
「用語の解説 57 ページ」にあります。

### 3 施策の方向性と主要施策

#### (1) 「消費者の権利」と「施策展開の基本的方向」の関連

さいたま市消費生活条例第2条に規定されている7つの「消費者の権利」を、4つの「施策展開の基本的方向」としてまとめ、施策を展開することとします。



## (2) 計画の体系

